

「教育委員会改悪法」に 反対する国民的共同を よびかけます

日本共産党

2014年4月18日

侵略戦争美化の「愛国心」教育、異常な競争主義の教育を許さない

いま、教育委員会の制度が大きく変えられようとしています。教育委員会は、すべての都道府県と市町村におかれ、公立学校の管理、教職員の人事、教育への指導、図書館、公民館、スポーツ施設の管理などを行っている、教育行政の組織です。

責任は、条件整備などによって教育の営みを支えることです。政治が教育内容に介入し、ゆがめるようなことは絶対行ってはならないことです。しかも、安倍政権は「愛国心」などを盛り込んだ改悪教育基本法の全面的な具体化を狙っている政権です。日本共産党は、これらの問題について国民のみなさんと話し合い、教育への政治支配を許さず、子どもと教育を守るために以下の「よびかけ」を発表します。

1 政府の「法案」——教育委員会を 国と首長の支配下におく

教育委員会（注）は、国や首長（都道府県知事や市町村長）から独立した行政組織である点に最大の特徴があります。政府の「法案」は、その独立性をなくし、国と首長の支配下におこうというものです。

首長が国の方針をもとに「教育大綱」を決定し、教育委員会を従属させる

「法案」は、その自治体の教育政策の大本となる「大綱」を決定する権限を、首長に与えます。いまの制度では基本的に、教育委員会の権限に属すべきものです。首長は、その自治体の教育についての「大綱」に「学校統廃合をすすめる」「愛国心教育を推進する」など、どんな内容でも盛り込むことができます。教育委員も教育長も、「大綱」に即して：教育行政の運営が行われるよう意を用いなければ

ばならない」などとされています。しかもこの「大綱」は、政府の「教育振興基本計画」の「基本的な方針」を「参酌」してつくることが求められています。要するに、国の方針をもとに首長が「大綱」を決め、その「大綱」を教育委員会に具体化させようというものです。

教育委員長をなくし、首長任命の教育長が教育委員会のトップになる

さらに「法案」は、教育委員会を代表する教育委員長をなくし、自治体幹部である教育長に教育委員長の役割も与え、文字通り、教育委員会の中のトップに据えようとしています。教育長は、いまは教育委員会が任命し罷免もできませんが、首長が議会の同意を得て任命するように変えられます。また教育委員会は、教育長にたいする指揮監督の権限も奪われます。これらは、教育委員会と教育長との関係を逆転させ、教育委員会

を首長任命の自治体幹部である教育長の支配下におくものです。こうして、「法案」が具体化されれば、教育委員会の独立性は大きくそこなわれ、首長と教育長につよく支配されることとなります。

憲法に保障された教育の自由と自主性を侵害する

教育は、子どもの成長・発達のための文化的な営みです。教育は、教員と子どもとの人間的な触れ合いを通じて行われるもので、自由や自主性が欠かせません。何をどう教えるかは、関係する学問や教育学に基づく必要があります。だからこそ、憲法のもとでは、政治権力による教育内容への介入・支配は厳しく戒められているのです。今回の「法案」は、国や首長が露骨に教育内容に介入する仕組みをつくるものであり、憲法に保障された教育の自由と自主性を侵害するものに他なりません。

2 現在の教育委員会制度と 法改悪にかける安倍政権の狙い

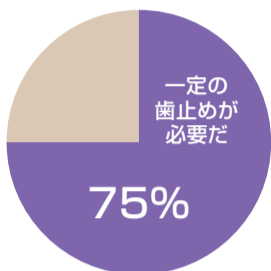
（1）教育委員会制度の現状と

「首長からの独立性」を取り上げる法改悪

もともと教育委員会は戦後の1948年、選挙で選ばれた教育委員たちが、その自

治体の教育のあり方を決めるといふ、民主的な制度として発足しました。「お国のた

政治家が学校の学習内容をゆがめることには？



（「朝日」2月18日付から作成）

（注）教育委員会とは：教育委員会は、住民代表の数人の教育委員からなる組織で、教育行政の意思決定を行います。教育委員は、議会の同意を得て首長が任命します。教育委員会のもとには事務局がおかれ、自治体職員が配属され日常業務を行います。なお、教育委員のうち一名は、自治体の幹部であり、事務局を指揮する教育長を兼任します。

